

(様式1)

令和4年度 防災計画(抄)

(14-15)

名古屋市立神の倉小学校長
豊島 齊

I 目的

- (1) 避難訓練や学級での指導を通して、防災や命の大切さへの意識を高め、児童全員が安全な学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 火災、地震、暴風雨、風水害などの非常の災害が発生した際、児童の安全を確保するとともに、校舎及び施設・設備の保全を図ることができるようにする。

II 災害安全に関する指導 年間計画(訓練も含む)

実施予定日	指導・訓練の内容	訓練
4月14日	地震発生と火災発生に関する指導(学級活動・なごやっ子防災ノートを活用) 授業時の地震発生とそれに伴う火災発生を想定した避難訓練(避難経路・避難場所の確認)	○
9月1日	緊急地震速報受信時および大規模地震発生を想定した、保護者への引き渡し訓練(保護者参加)	○
1月13日	業間時の地震発生とそれに伴う火災を想定した避難訓練(学級活動)	○

- ◆ 「なごやっ子防災ノート」の活用について
毎月1日の朝の会で、「なごやっ子防災ノート」を使って指導する。

III 生命の安全確保に対する指導について

在校中、在宅中に地震、それに伴う火災・津波等が発生した場合の対処の仕方と避難の仕方や通学路の危険箇所の確認と地震時の対処の仕方、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対処の仕方等の指導を通して、指示をよく聞くとともに、常に落ち着いて安全に行動する態度を培う。

IV 地震等における安全指導について

1 地震発生を想定した指導

(1) 地震発生を想定した指導

① 在校中

- ・ 教室内では敏速に机の下等に入り、落下物から身を守ることができるようにする。また、避難する際には、防災用ヘルメットまたは、防災ずきんをかぶり頭部を守るようにする。
- ・ 廊下を通行中の場合には、最寄りの教室内の机の下等に入り、落下物や窓ガラス等から身を守ることができるようにする。
- ・ 運動場で地震に遭遇した場合は、校舎から離れた運動場中央付近でしゃがんで地震がおさまるまで待つことができるようにする。
- ・ 緊急地震速報を受信したら、全校放送により学校全体に知らせ、物が落ちてきたり倒れてきたりしない場所に速やかに避難し身を守ることができるようにする。

② 登下校中

登下校途中に地震が発生した場合は、速やかに建物・ブロック塀等から離れ、公園・空き地等の広い場所で地震がおさまるまで待機させる。原則として、登校途中に地震が発生した場合には、安全に留意して登校し、下校途中の場合には速やかに帰宅するようにさせる。

(2) 地震による火災発生を想定した指導

- ・ 火災発生時は落ち着いて放送等で火災発生場所・避難方法等を確認の上、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」を守って避難場所に避難できるようにする。
- ・ 廊下・土間では、下学年優先で避難できるようにする。階段では、内側が下学年、外側が上学年で一斉避難できるようにする。

- ◆ 第1避難場所：運動場中央
第2避難場所：神の倉第2公園

(3) 津波注意報発表、津波警報発表・避難指示発令、津波発生を想定した指導

① 津波についての指導

津波注意報や津波警報の意味を理解させ、防災に対する態度を育てる。

② 在校中

本校は標高45mほどあるが、学区南側にある扇川沿いの地域に津波が到達する可能性があるため、その辺りの地域の状況を確認した後、保護者へ引き渡す。

③ 登下校中

通学路を通り学校に避難し待機する。分団担当の職員は、安全に配慮し、可能な範囲で分団集合地へ行き、児童を学校へ誘導する。学校に到着した児童を、校務主任や教務主任が体育館へ誘導する。安全が確認できたら、保護者へ引き渡す。

(4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導

① 在校中

- ・ 教室内では敏速に机の下等に入り、落下物から身を守ることができるようにする。また、避難する際には、防災ヘルメットや防災ずきんをかぶり頭部を守るようにする。

- ・ 廊下を通行中の場合には、最寄りの教室内の机の下等に入り、落下物や窓ガラス等から身を守ることができるようにする。
- ・ 運動場で地震に遭遇した場合は、校舎から離れた運動場中央付近でしゃがんで地震がおさまるまで待つことができるようにする。
- ・ 緊急地震速報を受信したら、全校放送により学校全体に知らせ、物が落ちてきたり倒れてきたりしない場所に速やかに避難し身を守ることができるようにする。

② 登下校中

登下校途中に地震が発生した場合は、速やかに建物・ブロック塀等から離れ、公園・空き地等の広い場所で地震がおさまるまで待機させる。原則として、登校途中に地震が発生した場合には、安全に留意して登校し、下校途中の場合には速やかに帰宅するようにさせる。

(5) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合の指導

震度5強以上の地震発生時	児童	教職員
(1) 在校中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。 ・ あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す。 ・ 翌日以降、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対処する。 ・ 自校の状況を市教育委員会（学校整備課・指導室等）に報告する。
(2) 登下校中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登校中の場合は、原則として、そのまま登校させ、上記(1)に準じた措置をとる。 ・ 下校中の場合は、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとる。 	
(3) 在宅時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。 	
(4) 野外教育センター利用の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発前に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記(1)の措置をとる。 ・ 出発後に発生した場合は、できるだけ的確な情報を集め、適切な処置を講ずる。 ・ 利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。 ・ 学校は内容によっては、保護者にも連絡する。
(5) 修学旅行・その他の校外学習の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講ずる。 ・ 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。 ・ 学校は内容によっては、保護者にも連絡する。市教育委員会に報告する。

避難・誘導の方法

- ・ 地震がおさまった後、余震の発生に対処するため、児童を運動場中央部に避難させる。
- ・ 避難時には校舎からの落下物を避けるため、防災ヘルメットや防災ずきんで頭部を保護させる。
- ・ 避難時には、地震による火災が発生する可能性があることを考慮し、避難させる。
- ・ 翌日以後、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。

保護者への引き渡し方法とその確認方法

- ・ 保護者または、あらかじめ保護者が依頼している代理人に引き渡す際には、緊急避難カードで引き渡し確認を行う。
- ・ 留守家庭児童については、緊急避難カードに記入されている代理人に引き渡す。
- ・ 保護者・代理人が不在・交通途絶・家屋倒壊等で迎えに来られない場合は、学区緊急避難場所である体育館等で保護する。長時間経過しても迎えに来られない児童については、学区非常災害対策本部長の指示に従う。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

(1) 在校中

- ① 情報が発表されたことを、すみやかに児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ② 情報が発表されたことを、保護者に伝える。
- ③ すぐに被害の発生が想定される等、情報の内容によっては、児童を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。
- ④ 状況によっては、児童を保護者に引き渡し帰宅させる。引き渡しを行う場合は、上記の「保護者への引き渡し方法とその確認方法」に準じて行う。

(2) 登下校中

- ① 登校途中に発表されたときは、原則としてそのまま登校させ、在校中に準じて措置をとる。
- ② 下校途中に発表されたときは、そのまま下校させ、在宅時に準じて措置をとる。

(3) 在宅時

情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日ごろからの地震への備えの再確認をする。学校から「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」等にて連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。

3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

「警報・避難勧告等発表時および『南海トラフ地震臨時情報』における対応」を各家庭に配付し、学校の対応について周知徹底を図る。

(2) 発生した時に周知する方法

「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」とホームページを使って保護者に知らせる。通信機関途絶の場合は、安全に配慮しながら教職員何名かで学区を回り、拡声器で対応方法を知らせる。

4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

(1) 参加人員

児 童	職 員	保 護 者 等	合 計
597名	33名	460名	1090名

(2) 訓練内容

- ・ 実施予定日 9月1日（木）
- ・ 緊急地震速報発令時および地震発生時の対処の仕方（学級での指導）
- ・ 緊急地震速報発令時および地震発生を想定した訓練
 - ① 地震発生、机の下にもぐる（放送の指示をよく聞くようにさせる。）
 - ② 火災発生、運動場に避難（防災用ヘルメット・防災ずきん着用）
 - ③ 校長講話（「防災の日」の意義を全児童に理解させ、生命尊重の意識の高揚を図る。保護者に非常災害時用物品の保管や避難所等について周知する。）
 - ④ 各教室で担任より事後指導（防災ノートを活用する。）

5 施設の整備

学校建物内及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、定期的に安全点検を行い、必要に応じ補修改善等を行う。通学路も同様に定期的に安全確認を行う。点検や応急復旧のため、ヘルメット等の安全対策用具や作業用の工具等を用意しておく。

6 その他

(1) 防災用ヘルメット・防災ずきん等の常備の有無

小1～3全員防災用ヘルメット常備、小4～6全員防災ずきん常備

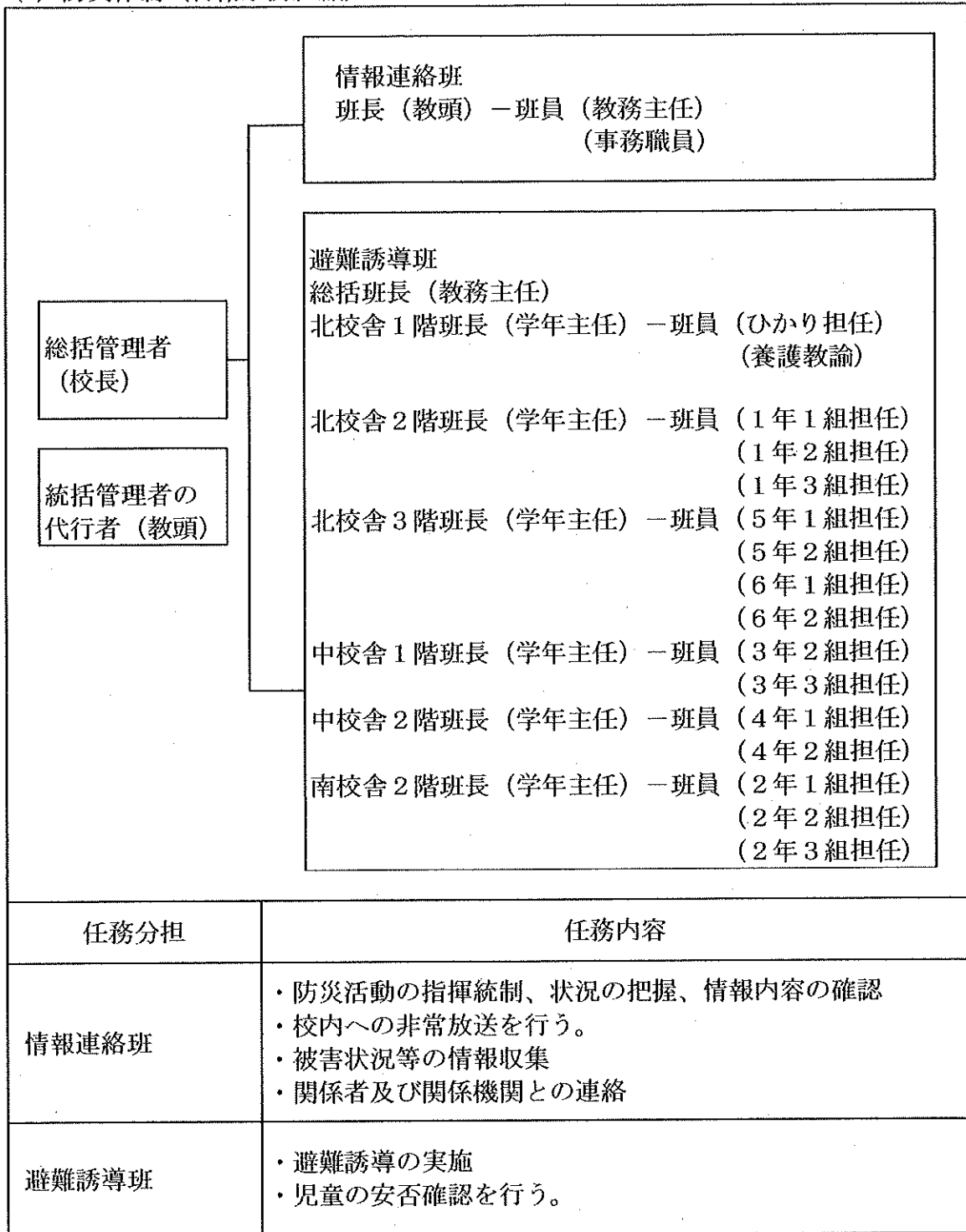
(2) 地域の情報収集・情報伝達

(3) 関係機関への連絡

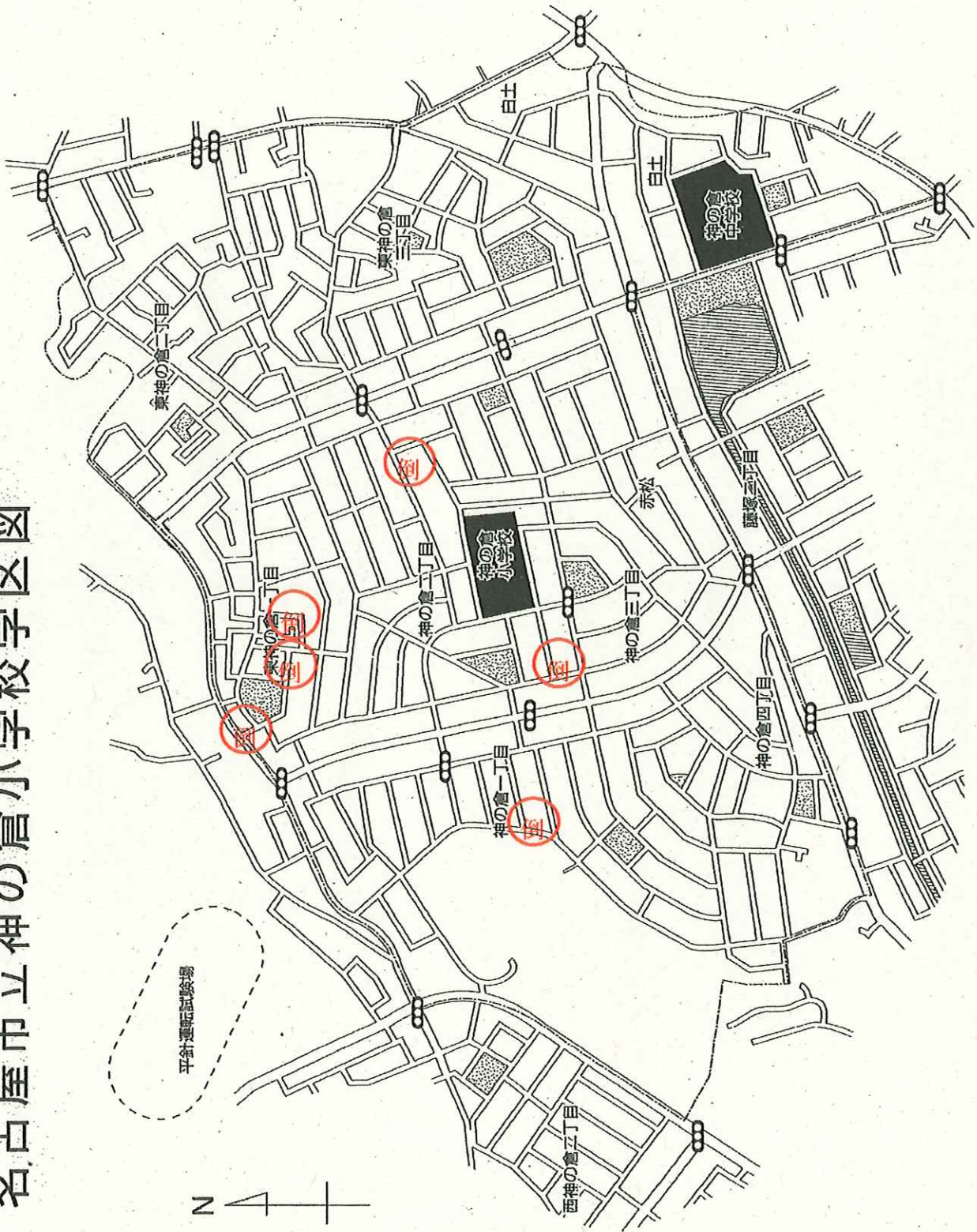
(4) 通学路の危険箇所

内 容	記 号	危険箇所
倒壊のおそれのある箇所	①	6 箇所
落下のおそれのある箇所	②	0 箇所

(5) 防災体制（自衛水防組織）



名古屋市立神の倉小学校学区図



V 暴風・大雨等における安全指導について

1 暴風警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

- ① 暴風警報が発表された場合は、自宅待機させる。
- ② 午前6時までに警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。
- ③ 午前6時から午前11時までに警報が解除されたときは、午後の授業を行う。
児童は、昼食を済ませ、午後1時に分団集合地へ行き、集団登校する。
- ④ 午後11時を過ぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。

(2) 登下校時

- 登校中に発表されたときは、原則としてそのまま登校させ、在校中に準じた措置をとる。
- 下校中に発表されたときは、そのまま下校させ、在宅時に準じた措置をとる。

(3) 在校時

- ① 暴風警報が発表された場合、授業をはじめとする教育活動を打ち切り、通学路の危険箇所の状況把握・安全確認等、危険防止への措置を講じたうえで、教職員の付き添いのもとで速やかに分団下校させる。下校させる場合には、家に入れるかどうか本人に確認し、学童保育へ行く予定だった児童等、家に入れるか分からない児童の保護者には連絡を入れて、下校させるか、学校待機か判断する。
- ② 気象状況等により下校が困難なときには、学校に待機させる。
- ③ 状況によっては、保護者引き取りのもと下校させる。

(4) 下校後

- 外出することなく、家庭内で安全に過ごさせる。

2 大雨警報、洪水警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

- 学校から緊急連絡がない限り、気をつけて分団で登校する。

(2) 登下校中

- 原則として、通常通りの登下校を行う。

(3) 在校時

- ① 原則として、通常通りの授業、教育活動を行う。
- ② 教職員で安全を確認し、通常通り下校させる。
- ③ 学校に待機させたり、状況によっては各分団で担当教師の引率の下で集団下校させたりする。下校させる場合には、家に入れるかどうか本人に確認し、学童保育へ行く予定だった児童等、家に入れるか分からない児童の保護者には連絡を入れて、下校させるか、学校待機か判断する。
- ④ 校内待機の場合は、浸水を避けるため、体育館等2階以上の階で待機させる。
- ⑤ 保護者への連絡は、「なごやっ子あんしんメール(きずなネット)」と電話を使う。

- (4) 下校後
- 外出することなく、家庭内で安全に過ごさせる。
- 3 在校中に警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されたことを想定した指導
- (1) 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合
- ① 警戒レベル3が発表されたことを、すみやかに児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
 - ② 授業を打ち切り、体育館等2階以上の階で待機させる。
 - ③ 警戒レベル3が発表されたことや児童の状況を、保護者に伝える。
 - ④ 解除された場合は、安全確認後下校させる。
- (2) 警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合
- ① 警戒レベル4や5が発表されたことを、すみやかに児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
 - ② 授業を打ち切り、体育館等2階以上の階で待機させる。
 - ③ 警戒レベル4や5が発表されたことや児童の状況を、保護者に伝える。
 - ④ 解除された場合は、安全確認後下校させる。
- 4 在校中に特別警報が発表されたことを想定した指導
- (1) 特別警報が発表されたことを、すみやかに児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- (2) 授業を打ち切り、体育館等2階以上の階で待機させる。
- (3) 「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」と電話を使って、保護者に避難していることを伝える。
- (4) 解除された場合は、安全確認後下校させる。
- 5 警報が発表された場合や警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合の対応についての保護者への周知方法
- (1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法
- 「警報・避難勧告等発表時および『南海トラフ地震臨時情報』における対応」を各家庭に配付し、学校の対応について周知徹底を図る。
- (2) 発表・発令された時に周知する方法
- 「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」とホームページを使って保護者に知らせる。
- 通信機関途絶の場合は、安全に配慮しながら教職員何名かで学区を回り、拡声器で対応方法を知らせる。

6 その他

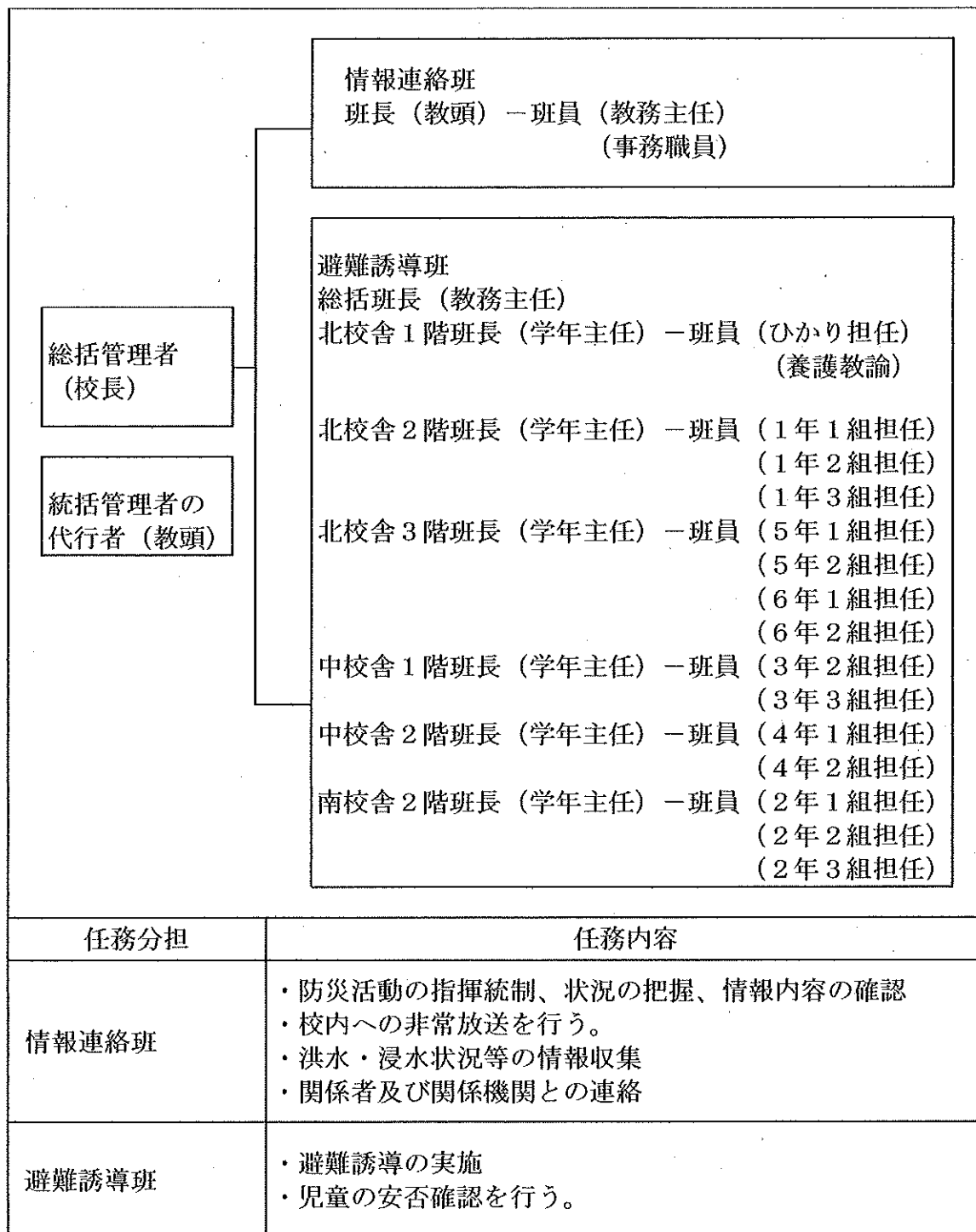
(1) 地域の情報収集

(2) 関係機関への連絡

(3) 通学路の危険箇所

内 容	記号	危険箇所
出水危険箇所	⊙水	0 箇所
蓋のない危険な側溝	⊙溝	0 箇所
危険なマンホール	⊙マ	0 箇所
冠水のおそれのある箇所	⊙冠	0 箇所
がけ崩れのおそれのある箇所	⊙が	4 箇所

(4) 防災体制（自衛水防組織）



名古屋市立神の倉小学校学区図

